

2023年8月13日ひょうご聴障ネット夏の学習会講演録

「優生保護法訴訟大阪高裁勝利判決から考える」

講師：弁護士大槻倫子さん(優生保護法被害兵庫弁護団)

優生保護法被害 国賠訴訟は、優生保護法により優生手術や人工妊娠中絶手術を受けさせられた被害について、国の責任を問う裁判です。第1条に「この法律は優生上の見地から不良な子孫の出生を防止することを目的にする」と書かれています。

この法律の「不良」は特定の病気や障害があることを意味しています。「不良」な人に子供をつくらせないことを目的とし、そのためには優生手術や中絶手術を行ってもよい、と定めた法律です。

優生上の見地とは、優生思想のことで、子孫の遺伝的素質を優れたものにする。そのために優秀な子孫を増やす。逆にいうと、劣った子孫を生ませないという思想です。人を優秀な人と不良な人に分けてしまう、国が法律によって障害者に「不良」という烙印を公に押しつけてしまう、まさに障害者への差別の法律でした。

この法律に基づく優生手術の実施について、2つの場合が法律に書かれています。本人または配偶者の同意による場合と、もう1つは同意がなくても各都道府県に設置された審査会の決定で行われる、強制的な手術の場合です。

同意があり手術ができるとされた場合でも、本人は全く同意していない、話も聞いていないのに親が勝手に手術を決めてしまった、本当は同意したくないのに同意せざるを得ない状況に追いつめられたケースがありました。こんな手術に本当の意味で同意することはありえなかった、ということです。

実際にどれだけの優生手術が実施されたのか。平成8年までに同意による手術の累計が約8,500件、同意によらない強制不妊手術が約16,500件。合わせて約25,000件の手術が実施されています。この数字は国の統計によるので、統計に上がってこない被害者もたくさん存在しました。

国がどのように優生保護法に基づいた優生政策を押し進めてきたのか。優生政策は戦前から始まっていました。1930年代にナチスドイツが断種法という法



律を制定したことに日本政府も強い影響を受け、1940年、国民優生法が制定されました。1940年代前半は日本が戦争に突き進んでいく時代。国家が国民の健康を管理する、健康な国民をつくらなければいけないという発想から優生思想、劣った国民はいらないという形で政策が進められました。

戦後、日本国憲法が制定され、すべて国民は個人として尊重されるという基本理念ができたはずでした。にもかかわらず、1948年優生保護法が制定されました。この時期は戦後の食糧不足、人口増加が問題になっていました。その問題に直面する中で、優秀な人間こそが必要だ、遺伝的に劣った人間ばかりが増えては困る、と国会で声高に叫ばれ、この法律がつくられ実に48年間維持されてしまいました。

優生保護法に基づく優生手術の規定が削除された時には1996年になっていました。この間、国で優生行政を司っていたのは厚生省です。厚生省が各都道府県を競わせるように、優生手術の実施件数を増やせという通達を何度も出しました。「本人の同意によらない審査による優生手術は、本人の意思に反しても行うことができる」とし、そのために体を拘束したり、麻酔薬を使ったり、だましたりして、本人の意思に反して手術ができるという通達を国が出していたのです。

さらに、学校教育においても優生思想を植えつけられました。中学高校の教科書に、「国民優生」「優生と結婚」という項目が載せられ、学習させました。昭和30年代後半から40年代にかけての記述はひどいです。「国民素質の向上が必要だ」「悪質の遺伝が家庭生活や社会に悪い影響を与える」として、優生思想が正しい考え方なのだ子どもたちに教え込んでいきました。



国の優生政策を受けた各都道府県がどのような施策をしたか。「愛の十万人運動」が宮城県で行われました。宮城県では県民の募金で障害者施設や、優生手術専門クリニックを開設して、優生政策を進めていきました。

兵庫県では「不幸な子どもの生まれない運動」が推進されていました。1960年代、当時の金井知事が先頭に立って、障害をもつ子どもを不幸だと決めつけ、不幸な子どもが生まれないようにしよう、という運動を進めました。兵庫県が始め

たこの運動が全国各地へ広がり、優生思想や障害者に対する偏見差別が社会に広く根付いてしまいました。

優生保護法の国の責任を問う裁判がどのように進んだのか。写真は兵庫訴訟第1回期日の入廷行動です。先頭に小林さんご夫妻。兵庫訴訟は第1次、第2次の裁判で合わせて5名の原告で闘われました。聴覚障害のある高尾（仮名）さんご夫妻、聴覚障害のある小林さんご夫妻。第2次訴訟の原告として脳性麻痺のある鈴木さんの5名の原告で当初の裁判を闘いました。原告について紹介します。

高尾さん（夫）は1967年、結婚直前に親に病院に連れていかれ、何も聞かされないまま手術台に載せられ、不妊手術を受けさせられました。親同士で結婚の条件として子どもをもたせない手術をすると決めていたそうです。妻の奈美恵さんが通っていたろう学校の校長先生が強い優生思想をもち、絶対にろう者は子どもをもうけたらだめだ、という考えでした。親御さんが校長先生の影響を受けて手術を決めてしまったとのこと。



今日お越しの小林寶二さん。1960年に結婚し数か月後、喜美子さんの妊娠がわかりました。仕事から帰った寶二さんと喜美子さんは二人で子どもができたことを喜び合って男の子かな、女の子かなとわくわくしながら話をされました。

その翌日、喜美子さんが迎えに来た親御さんに実家近くの病院に連れていかれ、中絶手術、そして子どもを産めなくする不妊手術を受けさせられました。本人たちには何の事前の話も了承もないままの手術でした。子どもができない手術をされたことを知らされないまま、長い時間が経過しました。

鈴木由美さんは脳性麻痺のため、車いすの生活を子どものころからしていました。彼女も何も聞かされないまま親に病院に連れていかれ、子どもを産めなくする子宮摘出の手術をされました。手術後、けいれん発作など後遺症に苦しめられて、若い時期20年ほど寝たきりの生活が続くという身体的な被害も受けさせられました。そして皆さん、人生全般にわたって障害者として偏見差別を受けながら生きざるをえないという被害にも苦しんできました。

2018年9月、最初に高尾さんご夫妻、小林さんご夫妻が裁判を起しました。2019年2月に第2次原告として鈴木由美さんが提訴します。その後、数か月に1度、裁判の期日で原告の意見陳述や、さまざまな主張の書面を出し裁判が進みました。毎回、裁判所には多くの方にお越しいただき、あふれかえる状況でした。



2020年7月から本人尋問が始まりました。まず、当時だいぶ体調が悪かったので、一番に高尾さんご夫妻の本人尋問が行われました。9月に小林さんご夫妻、鈴木さんの本人尋問が行われました。皆さん、人生を通じてどのような苦しい思いをしてきたのか、裁判官の前で切々と力強く訴えてくださいました。

この年11月には、日本障害者協議会JD代表 藤井克徳さん、堀口医師の証人尋問が行われました。藤井さんからは優生保護法がいかに障害者に大きな負の影響を与え続けたか、障害者が置かれてきた現状について、長年全体的な運動を担ってきた立場からご証言をいただきました。

堀口先生からは各原告が優生手術を受けたことは間違いないと診断、医学的な知見から証言をいただきました。堀口先生が自ら優生保護法に基づく手術を産婦人科医として経験されたことや、当時の反省を込めて自らの思いを語っていただくことになりました。

2021年8月3日、神戸地裁の判決が出ます。この裁判で原告がどのように主張していたか見ておきます。「優生保護法は憲法違反なので、優生保護法を制定して長年維持してきた国会議員には責任がある。国が優生保護法に基づいて押し進めた優生政策は違法である。行政として責任がある。国が原告らの被害に対して損害を賠償すべきだ」ということが原告の主張です。

当然認められるはずだと思いますね。しかし不当判決が出てしまいました。この神戸地裁の不当判決のとき法廷にいた方もたくさんおられると思います。裁判長が判決言い渡しの時、結論をほんの一言言っただけで、理由も何も言わずに法廷から後ろを向いて出て行ってしまいました。

このあまりに冷たい姿勢に、皆さん、本当に大きな落胆と怒りを禁じえなかったと思います。寶二さんもいまだに「判決のときの裁判長の態度はけしからん」

と仰っています。あんなひどい判決なので、法廷で皆さんに向かって理由の説明なんかできなかつたと思います。

判決では優生保護法が憲法違反であることは認めました。憲法違反の法律をつくった国が原告らに優生手術の被害を与えてしまったのだから、原告には国に対する損害賠償請求権があることまでは認めました。しかし、除斥期間です、と。除斥期間は民法という法律で規定されていて、損害賠償請求権があっても 20 年間たったら権利が消滅する規定です。その規定を形式的に適用し、原告は国に対する損害賠償権があったが、手術を受けて 20 年以上経っているから、権利は消滅していると請求は棄却されてしまいました。



全国の裁判も全く同じ状況でした。ほとんどすべての裁判が優生保護法は憲法違反と認めながら除斥期間を形式的に適用して敗訴とする、不当判決が続きました。私たちは大阪高裁に控訴しました。高裁が始まる前の段階、2022 年に入り、逆転勝訴判決が相次ぐようになりました。2 月大阪高裁、3 月東京高裁と原告逆転勝訴の判決が出されます。いずれも除斥期間を形式的に適用すると請求権はなくなるが、本件では例外的に除斥期間の適用は制限されるべき。国は損害賠償をしなくてはならない。

2023 年に入って熊本地裁、静岡地裁、仙台地裁、札幌高裁で原告勝訴の判決が出ました。そして私たちの兵庫訴訟の大阪高裁判決です。今年 3 月 23 日、逆転勝訴判決が出されました。判決前日に裁判所から連絡があり、「判決を読み上げるときに傍聴席向けにスクリーンを法廷に設置しようと思います。読み上げは皆さんにわかりやすいよう、ゆっくり読み上げます」と、連絡がありました。

まさか負け判決ではそんな連絡はこないもので、期待してドキドキしながら判決の言い渡しを待ったことを覚えています。そして主文の読み上げで「現判決を次のとおり



変更する」という一言を聞いたときは、心からほっとした気持ちでした。

裁判長が10～15分くらい長い時間かけて判決の理由を法廷で読み上げました。読み上げが進むにつれ、これは本当にすごい判決だ、私たちが主張していないことまで言ってくれたと、興奮が抑えられないような判決読み上げの時間でした。裁判官が「これで判決言い渡しを終わります」と言って立ち上がったとき、傍聴席に拍手とどよめきが広がりました。その感動は忘れないと思います。

素晴らしい大阪高裁の判決内容をわかりやすく説明することは難しいです。第一に優生保護法は憲法違反だということです。優生保護法の第1条に定められた優生保護法の目的、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する目的で優生手術を行うことを定めています。この法律の定めは特定の病気や障害を持つ方を一方的に不良とみなし、子どもを産み育てるか否かの意思決定の機会を奪ってしまうものです。この法律の目的は極めて非人道的、そして個人の尊厳を基本原理とする日本国憲法の理念に反することは明らかだと判断しました。

具体的にどの条文に違反するのか、ということについて。まず憲法13条。個人の尊厳と人格の尊重をうたった基本的な権利を定めた最も大切な条文といわれます。優生条項は優生手術の対象となった人の幸福を追求する権利や自己決定権を侵害することは明らか、優生保護法は憲法13条違反だとはっきりと認めました。

そして、憲法14条1項、法の下での平等を定めた条文です。この法律は優生思想に基づいて特定の障害などを有する方に優生手術を施すというものです。この憲法が依って立つ人格価値の平等を真っ向から否定するものです。障害を持つ方々に対する不合理な差別的取扱いです。優生保護法が憲法14条1項に違反するとはっきりと認めました。

そして国の責任です。日本国憲法の理念や規定に照らして、優生条項の内容は明らかに憲法の規定に違反しています。最も大切な基本的人権、権利である憲法13条、憲法14条1項に違反する法律だと。こんな憲法違反の法律を立法した国会議員は当然責任が認められるという判断をされました。



そのうえで、原告には損害賠償請求権がありますよ、という判断があります。問題は、除斥期間の適用制限です。原告の皆さんは優生手術を受けさせられて裁判を起こすまで、20年以上の年月が既に経過しています。それで形式的には民法の定める除斥期間が経過しています。しかし、本件は例外的に適用が制限されるべきだという判断がされました。

その理由に、除斥期間の適用の制限については最高裁判所の判例があります。平成10年と平成21年に(別の裁判で)それぞれ最高裁で除斥期間の適用を制限する判決が出ています。



平成10年の判決は、予防接種で重度な障害を負ってしまった事案。国の予防接種の勧めで接種したら重度の障害を負い、ご本人は意思表示もできず裁判など起こせない状態になってしまいました。20年以上経って、親が本人の後見人として裁判を起こしたという事案です。予防接種の被害にあい本人が裁判を起こせない状態になったのに、20年経ったから裁判を起こせないというのは、あまりに正義公平に反するという判断。

もう一つ、平成21年の判決は殺人事件で、加害者が被害者の遺体を床下に埋め、事件発生から20年以上経ってから、被害者の身元が判明して遺族が裁判を起こしたという事案でした。加害者に殺されたという事実を加害者自身が隠ぺいしていました。それで20年以上経ったから損害賠償請求権が消滅するのはあまりに正義公平に反する、という事案。

最高裁判所の判例によれば、「被害者本人、遺族も含めて、権利行使が客観的に不可能だったり、著しく困難で、困難にさせた原因に加害者の違法行為そのものに問題があった場合は、著しく正義公平に反する特段の事情があるとして例外的に除斥期間の適用効果を制限できる」と。

私たちの大阪高裁判決は一般論として、そのように述べました。その上で、本件について正義公平の理念に著しく反する特段の事情があるといえるか、詳しく判断しています。

他の勝訴判決に比べても素晴らしい内容です。日本国憲法を最大限に尊重すべき、日本国憲法の理念に従って判断する、と。憲法違反の立法を行った国が私

人間を規律する民法の除斥期間の適用によって賠償責任を免れるというのは、そもそも日本国憲法が容認していないことは明らかなだ、と言いました。

除斥期間は民法が定めています。民法は元々、私人間、つまり個人と個人の関係を調整するための法律です。民法で基本とされる考え方は正義公平の理念です。民法の上にあるのが日本国憲法です。憲法は国の最高法規。民法はその下位規範になります。憲法は個人の尊厳を基本原理としています。国はその憲法の基本原理に違反し、原告の憲法上の権利を侵害しました。その国が憲法の下位規範である民法の規定によって除斥期間とって賠償責任を免れることは、憲法が想定していない、絶対に認めていない、とはっきり判断をされました。

権利行使の困難性とそれに関する国の責任について。原告が裁判を起こすのに時間がかかった理由にどのようなことがあったのか。手術を受けてから裁判を起こすのに20年かかったことに加害者である国に責任はなかったのか、ということについて。

裁判所はこう言いました。国は憲法違反と認めずに優生保護法を平成8年まで合憲、憲法に合致する法律だとして維持存続させました。その間、国は優生政策を積極的に進めました。原告に優生手術を受けさせただけでなく、優生思想を国民全体に広げ、障害者への偏見差別を助長させました。平成8年優生保護法改正後も、国は一貫して優生保護法が憲法違反だったと責任を認めていません。裁判においても、国は立法行為の違法性を争い、憲法違反の責任を認めず、除斥期間を適用すべきという主張を続けています。本件訴訟においても国が責任を否定し続けていると大阪高裁判決は厳しく指摘しました。加害者である国がこのようなことをすることで、被害者が優生手術を受けたことを認識することや優生保護法が憲法違反で、自分が手術を受けたことには国に責任があると認識できない状態を国が作りあげてきた、と判決で言っています。つまり、国が被害者である原告が裁判を起こす、権利行使をすることを著しく困難にする状況を殊更、わざと作り出したといえる、したがって本件は正義公平の理念に著しく反する特段の事情がある、という判断がされました。

除斥期間の適用制限はいつまで認められるか、ということですが。大阪高裁判決では、被害者が権利行使するためには被害者自身が、優生保護法が憲法違反であって、国に責任があることを認識する必要があります。

それにもかかわらず、国は今でも裁判の中で優生保護法が原告の皆さんの憲法上の権利を違法に侵害したことを認めずに争い続けています。そのことは今なお被害者が権利行使することを妨げています。いつまで除斥期間の適用が制限されるかという、国が優生保護法の憲法違反を認めたとき、または最高裁の判決が出て、優生保護法の憲法違反が確定したとき。

このいずれかのときから6か月経つまでは、除斥期間経過による効果は発生されないという判断がされました。この判決によれば国は今も裁判で争い続けているし、今も最高裁の判決が出ていませんから、これから追加提訴する方を含め、すべての被害者に除斥期間は経過しておらず、損害賠償が認められるという素晴らしい内容の判決になっています。

昨年2月以降、勝訴判決が続き、今年3月23日あの素晴らしい大阪高裁判決が出ました。この勝訴判決をてこに早期の政治解決を求めようと運動を組みました。判決直後から国会議員の先生への要請行動を行ったり、3月28日には国会議員会館で院内集会を行いました。

全国から多くの原告や障害ある仲間の方が集まり、兵庫会場ともオンラインをつないで大きな集会になりました。野党だけでなく、与党の国会議員の先生たちの参加も得て、集会としては大成功に終わりました。



ところが残念ながら、マスコミ報道は大きくなく、国会や政府の解決への大きな流れはつくることはできませんでした。次の高裁判決が今年の6月1日、仙台で予定されていました。仙台高裁判決でまた勝訴して、今度こそ解決に向けて一気に働きかけるつもりでした。

ところが6月1日の仙台高裁判決は想定外の本当にひどい敗訴判決になってしまいました。形式的に除斥期間を適用して、国が主張して言っているとおり、の判決でした。最初に仙台で裁判を起こしたお二人の判決でした。先頭で頑張って闘ってこられ、こういう負け方をしてしまいました。

判決内容も事実認定も本当にひどいです。義姉が本人の代わりに集会で話したり、闘ってこられました。義姉が、原告の母親から「この子（原告）には子ども

もができない手術を受けさせた」と聞いていた。だから本人も裁判を起こすことができたはずだ、という内容でした。子どもの頃に不妊手術を受けさせられて、手術の半年後に両親の会話から自分に子どもが産めなくなる手術をされたことが分かった。そのときに優生保護法による憲法違反の不妊手術だという認識ができたはずだ、という判決になってしま



っています。優生保護法による手術だとか、憲法違反だと国の責任を問えるとか分かるはずがないのに、ずさんな認定によって除斥期間を適用されて敗訴判決になっています。

次の6月16日、札幌高裁で判決がありました。「ほかの裁判と事情は違うが、除斥期間云々ではなく、そもそも手術を受けたこと自体が認められない」という判決です。ご本人と亡くなったご主人が不妊手術を受けたという証言をされているが、亡くなったご主人からは詳しく話を聞けないこともあり、証拠が足りないという不当な判断になっています。高裁で2つ、今年6月に負けてしまい、裁判が最高裁に移ることになりました。原告側の勝訴は去年の大阪と東京、今年の札幌、私たちの兵庫の4判決があります。

除斥期間で負けているのが2判決、今年6月の仙台、事実認定で手術が事実と認められないとして負けたのが札幌。この6つが最高裁にかかっている状況です。直近の仙台で除斥期間の適用制限が認められないという判決でしたが、本件は国が憲法違反の法律をつくって障害者の憲法上の権利を侵害したという事案です。原告側が勝っている4判決と、直近の仙台の敗訴判決を読み比べたとき、どちらに理があるか、どちらが正当か、読んだだけで明らかだと思っています。私たちの大阪高裁判決がいうとおり、本件に除斥期間を適用することは憲法が認めていないのは明らかだと私たちは考えています。

そして、とてもうれしい情報が入ってきたので共有します。今年8月8日、仙台高裁・民事第二部で継続している事件の第1回裁判がありました。今年3月に仙台地裁で勝訴した方についての高裁第1回期日。このときに仙台高裁の裁判長が異例の長い発言をしました。「正義公平の観点とは、法の基本原則です。本

件で正義公平の観点から国の責任を免れさせてよいのか」と。「裁判を起こして5年にもなるので、早期に結審して判決を出したい。国はもし反論があるなら早く出しなさい」と法廷で言われたそうです。しかし、結審期日は今年の9月22日に指定されました。おそらく秋には裁判長の発言に沿う素晴らしい高裁判決が出るのではないかと強い期待を持てます。

ほかにも地裁、高裁で裁判が続いています。次の判決は年度末になるのでは、と言われていました。結審から判決まで半年近くかかることも多いので、判決は来年3月頃かと言われていました。8月8日の仙台高裁の裁判官の決意表明を受けて、もう少し早期にいい判決が出る見込みといえると思います。その上でこの裁判の早期解決に向け、第一に早期の裁判の全面解決を求めます。

最高裁の判断を待つとなると、2年、3年とかかるだろう。でもそんなに待ってられません。兵庫の原告も、高尾さん、喜美子さんは亡くなりました。速やかに裁判を解決に導くためには、早期の政治解決を引き続き強く求めていく必要があると考えています。



国会でつくった優生の問題についての、一時金支給法の法律をつくってから5年、来年4月に請求期限がくると予定されています。国会議員の先生方はこの期限を延長しなくてはいけない、とっています。そうすると、今秋の臨時国会で一時金支給法の法改正が話し合われるのはほぼ間違いないでしょう。その時期に仙台で素晴らしい勝訴判決、高裁判決が出るでしょう。その判決をもって国会にのりこみ、もういいかげんにしろ、と抜本的な法改正、補償、政治解決、裁判の全面解決をなさいと国に迫っていきたいと考えている。ぜひ皆さんも協力してください。一緒に東京に行きましょう。

2つ目。それをやりつつ、最高裁対策も強めていく必要があります。最高裁に我々の側に沿った正しい判決を出させるために、弁護団は頑張って書面を書きますが、それだけではなく、全国の多くの市民から最高裁に、「ちゃんと公正な判決をなささい」という声を届けていただきたい。最高裁に対する署名運動が始まったらご協力をお願いします。

3つ目。追加提訴にも大きな支援をお願いしたいです。今年3月、兵庫の第3

次訴訟が提訴しました。7月に第1回期日が開かれました。お二人とも聴覚障害者で帝王切開の手術をしたときに知らないうちに子どもを産めない手術をされた被害をお持ちの方々です。勇気をもって立ち上がって頑張っておられるので大きな支援を引き続きよろしくお願いします。



第3次訴訟の裁判所、神戸地裁の裁判官ですが早く解決しなくてはいけない、という強い気持ちをもって取り組まれています。単に早いだけでなくいい判決を書かせなくてははいけません。そのために、毎回、法廷傍聴にたくさんの方に駆けつけ、いい判決を書かせるプレッシャーを裁判所にはけなくてはなりません。解決に向けては世論を大きく盛り上げていく必要があります。

第3次訴訟第1回期日のときは、たくさんマスコミも来て報道をしてくださいました。そういう動きを継続的に積み重ねていくことで解決に向けての世論を大きく盛り上げていければと思います。

そして、優生保護法問題の解決に向けて、最後に話したいこと。優生保護法被害国賠訴訟の目的は、裁判で国の責任や損害賠償を認めさせるだけではありません。裁判で国の責任を認めさせるだけではなくて、今なお社会に根強く残る優生思想や障害ある方への偏見差別をどのようにしたらなくしていけるか、が大きな課題で裁判の最終的な目的です。

神戸地裁、兵庫の裁判で証言してくださった藤井克徳さんが「優生保護法は改正されて終わったが、優生保護法問題は終わっていない」と証言されました。そのとおりです。優生思想が今なお残っていることを裏付ける事件が多く起きています。

2016年には津久井やまゆり園事件が起きました。障害者施設で19名もの尊い命が奪われました。この犯人は「重度障害者は生きていても意味がないので、安楽死にすればいい」と言ったそうです。まさに優生思想に基づく犯行動機。衝撃的な事件ですが、さらにショックを受



けたのは犯人の犯行動機が報道されたとき、インターネット上に共感の声があふれたことです。優生思想が今なお社会に根強く残っていることを痛感させられました。

そして座敷牢の発覚。2017年、大阪で精神障害を有する娘さんを十数年間プレハブの部屋で監禁し、娘さんが30代で衰弱死した事件が発覚。翌年、兵庫県で40代の男性が20年以上、プレハブ内の檻に監禁されていた事件が発覚しました。

さらに精神科病院での虐待。2020年、神戸市の神出病院という精神科病院において、職員による患者に対する暴行や虐待が日常的に行われていたと発覚。新聞報道によると、トイレで裸にして水をかけたり、ベッドにさかさまにして出られないようにして監禁したりとか、人を人として見ないことが常態化していました。内部告発ではなく、職員のひとりが犯罪を起こして捕まって捜査をするなかでその人のスマホに映像が残っていて発覚しました。

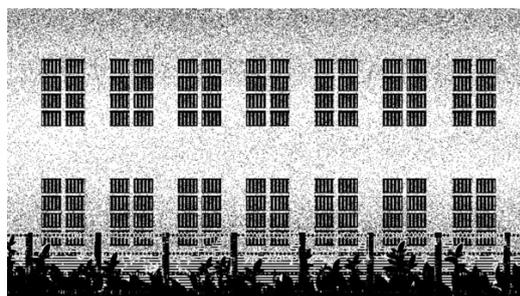
A L Sの患者さんに対する囑託殺人事件。2020年、A L Sの女性から依頼を受けて、医師資格を持つ男性2名が女性の家に行き殺してしまう事件を起こした。この事件は刑事裁判がやっと始まったところで、2人のうち1人は共謀を否認しているようです。本件より以前からこの医師がインターネット上で優生思想に基づく主張を繰り返していたことは事実としてわかっています。

直近の事件として江差あすなろ会事件。昨年12月に判明。北海道江差町の社会福祉法人あすなろ福祉会が運営するグループホームで、結婚を希望した10組20名のうち、13名に不妊手術を行っていたことが判明しました。今、こんなことが起きていることに衝撃を受けました。その後の北海道庁、役所の対応にも問題があると思います。道庁の調査の結果、利用者は自らの意思で不妊処置を選択し、強制はなかったという判断をしています。

また、施設側は不妊処置の提案をしたことに問題はない、とっています。施設で生きるしか行き場がない障害者の皆さんにとっては、結婚するなら不妊手術をするしかない状態におかれていました。北海道庁の対応も含め、優生思想は根強いと痛感しています。

更に、法制度上の差別もみていきたい。優生保護法は昭和23年制定。戦後日本の障害関連の法律で最初にできた。優生保護法で障害ある方々が不良と位置

づけられたことは、その後の日本の障害関連の法律等をつくるにあたり、大きなマイナスの影響を与えました。例えば、精神障害者に対する隔離收容政策です。



優生保護法による優生手術の被害者で統計上、最も多い被害者が精神障害者です。原告の方々にはおられないが、数としては最多が精神障害者。優生手術の統計上の数が昭和40年代以降、少しずつ減ります。逆に、昭和40年代以降は精神病院のベッド数が増加しました。これは優生手術と隔離收容が表裏一体の関係にあるのではないかと考えます。隔離しておけば結婚もない、隔離しておけば劣った子孫を残す心配もない、という優生思想に基づいた政策といえます。閉ざされた精神病院の中で、人間扱いされないような虐待や差別事例が発生しています。

3つ目に、法律上の欠格条項です。欠格条項は長年、ろうの方々も闘ってこられた問題です。2001年頃以降は、障害を理由に一律に資格等を認めないという絶対的な欠格条項の多くは廃止されました。他方で、心身の障害により業務を適正に行えない場合、という形で相対的な欠格条項が今も600以上の法律に残っているのが現実です。法律上、法制度上も差別することで、障害者は劣った存在、役に立たない存在と優生思想が社会に広がり続けてしまう。障害者に対する偏見差別が残り続けてしまう状況が考えられます。

裁判上の差別の問題として、逸失利益の問題を取り上げます。聴覚障害のある、あゆかさんという女の子が2011年、11歳で交通事故で死亡しました。この裁判の中で、事故を起こした被告側の主張は、逸失利益（将来働いたら得られたはずの収入、年収を計算）について、被告側が聴覚障害を理由として「女性労働者の平均40%の賃金で計算すべきだ」と主張しました。

一般的には全年齢の労働者の平均賃金を基に計算すべきだが、障害があるから女性の平均の40%と主張してきた。根拠として、聴覚障害者は思考力、言語力、学力を獲得するのが難しく、就職自体も難しいと主張しました。これに対し、障害者差別と大きな批判が広がり、ろうの皆さんを中心に署名が10万以上集ま

ったと聞いています。

世論の高まりを受け、被告側が若干主張を訂正しました。裁判の途中の主張の訂正で、「聴覚障害者の平均年収を基準に算定すべきだ」と変えました。これは一般労働者の約60%と計算されています。平気でこういう主張をしました。

今年2月、大阪地裁判決が出ました。逸失利益について、全労働者の85%と判断しました。「聴覚障害者の平均で算定すべき、全労働者の60%」という被告の主張は退けました。「平均年収100%で判断すべき」という原告の主張も認めませんでした。

被告の主張を退ける理由として、「あゆかちゃんは将来年齢に応じて様々な就労可能性が認められる」といっています。他方、「労働能力が制限される程度の障害があったことは否定できない」と一般労働者の平均年収から15%差し引く、という判断をした。これに対し遺族側が控訴し、裁判が続いています。



他にもいくつも障害者の類似の判決が出ています。一定程度、%を下げた判決が続いています。かつて逸失利益を一切認めない時代もあり、以前よりは少しずつ改善されているかもしれませんが、未だに差別といわざるをえないことが続いています。

インターネットを見ると、障害者だから減額が当然、仕方ないという意見が垂れ流されているのが日本社会の現状です。優生思想は今も根強く社会に根を張っています。国の責任は重いことを皆さんと確認したい。国が優生保護法をつくり、優生手術の被害を与えてしまったことはもちろん、戦後間もなく優生保護法を制定し、半世紀にもわたり維持したことにより、「障害者は不良、劣ったもの」という差別、優生思想が根深く広がってしまった国の責任は重いです。

優生思想をなくすには、本当に厚い壁を乗り越えなくてははいけません。私達が目指すべきところはシンプルです。本来、人は誰もが等しく尊厳を有し、人格価値は平等という日本国憲法の基本理念を実現するシンプルな目標に尽きます。

日本社会における優生保護法の問題の根をつくりだした国の責任を早急に認めさせなくてははいけません。優生保護法訴訟の早期解決を目指し引き続き頑張

りたい。国の責任を認めさせて自覚をさせ、責任に基づいて国が先頭に立って優生思想の根絶、差別のない社会、誰もが平等に尊重される社会を目指していく状況をつくらなくてはなりません。この写真は大阪高裁判決後の集会で撮りました。垂れ幕にあるように、優生思想を打ち破るためにこれからも皆さんとともに頑張りたいです。ご清聴ありがとうございました。



【質疑応答】

質問／1996年、母体保護法が改正され、それから裁判になるまで20年以上かかっていることが理解できない。小林さんご夫妻は奥様が妊娠して手術をされるのは、犯罪と思う。許されるのは時代の波が恐ろしく感じた。裁判を起こすまで、こんなにも長い年数がかかった理由を聞きたい。

大概／1996年、ようやく優生手術を定めた優生条項が削除され、母体保護法に改正された。そこからなぜ20年以上裁判までにかかったのか。説明が抜け申し訳ない。優生保護法が母体保護法に改正された時期は、当時の新聞記事を見ても大々的に報道されていない。政府自民党や厚生省の内部では昭和50～60年代から優生保護法をこのままにしているはず、憲法違反ではないか、という議論がされていた。しかし、公になり法改正に向けて、大きく世論を盛り上げていく状況になかった。

1996年の法改正のとき、直前に国際女性会議で日本に差別的な法律が残っていると取り上げられ、外圧の形で、国が慌てて法改正に動いたのが実態。法改正するときには、障害者団体への意見聴取、十分な周知がないまま、国会審議もないまま、3、4日で法改正が通ってしまった。

世間の人たちは優生保護法の大問題があり、ようやく法改正がされたことを知らないまま、法改正がされた。私たちは「優生条項が闇に葬り去られた」という言い方をしている。秘密裏に法改正がされたことが、ひとつの大きな原因。

本来すべきは憲法違反の法律で障害者の皆さんにたくさんの被害を与えてし

まったのだから、優生条項を削除して法改正する時点で国として国会として謝罪をする、それを広く周知してお詫びし、賠償をすべきだったが一切しなかった。

法改正の後も、優生保護法に対する謝罪を求める会という組織ができて、国に謝罪を求める活動をするが法改正後も一貫して国は責任を否定し続けた。当時は適法だった、謝罪や賠償の必要はないと言いつけた。

今年6月の仙台地裁で敗訴になったIさんは1997年からずっと謝罪を求め続けて活動を続けた。国に責任を否定され続けた。彼女が手術を受けた記録が優生保護法上は保存されていないといけませんが、残っていなかったので手術を受けた証言もできない。その中で、20年以上経ったのが現実。

Iさんは証拠がなく裁判は難しい。でも被害を受けたから人権救済してほしい、と日弁連に申し立てをした。日弁連は憲法違反として国は補償しろという意見書を出し、その報道をきっかけに仙台の第一号の原告であるSさんが名乗り出て、Sさんは宮城県に手術を受けた記録が残っており、間違いなく被害者として提訴に至った。その時点で1996年から20年以上経ってしまっていた。

一部のIさんのような方はいたが、一般の皆さんは活動すら知らなかった。小林さんは仙台の提訴の報道を見てろうあ連盟が調査し、小林さんに大矢さんが聞き取りに行かれ、ここで初めて優生保護法というものがあつたのか、喜美子も手術を受けさせられたのか、とわかつた。そういう被害者が大半で、この問題が知られないままきてしまった。

質問／権利を奪われる20年の除斥期間は必要なのか。必要ないと思う。民法自体を見直す必要があるのではないか。そのための署名活動をしたらいいのではないか。20年の除斥期間で権利を奪うこと自体が憲法違反ではないか。意見として言わせてもらった。

質問／私から似た質問を。除斥期間がそもそもなぜ生まれたのか。

大概／民法724条後段の規定があるが、その前段に時効の規定がある。損害や加害者を知ってから3年経つた被害者は権利行使できない、というもの。そうでなくても、加害者や損害を知らなくても20年経つたら一律に権利が消失する、というのが後段の除斥期間の規定。

どうして加害者や損害を知らなくても20年で権利が消失することにされているのか、というと、例えば長い時間が経つと、本当は加害者じゃなかった人が加

害者と訴えられたとしても 20 年経つと証拠がどこにいったかわからなくなり、証明ができなくなる、といわれる。損害賠償の権利は 20 年経てば消滅することで、法的な安定性を保つ、といわれる。

でも、これを一律に除斥期間として権利行使を認めない、とすることにより、平成 10 年、21 年のようなどう見ても権利行使の消滅はおかしい、という事案が出てきて、最高裁としても除斥期間の例外を認めるようになった。本件についても、同じく、またはそれ以上におかしいのだから例外を認めるべきだと、今、闘っている。

今は除斥期間という規定はなくなっている。民法改正されて、20 年 724 条後段も除斥期間ではなく、時効と変わっている。今から起きることは除斥期間として形式的に権利が消滅する問題は生じない。過去には適用されない。本件については除斥期間の問題が残っている。

私たちの裁判の中でも、除斥期間の問題は国会がおかしいとして時効に変えたのだから、この裁判においても除斥期間と形式的に言わずに、時効として判断すべきと主張してきたが、基本的には裁判所は最高裁に従うので、最高裁が除斥期間と言っている以上、除斥期間であることを前提とし、例外を認めるか否か、で続いている。8 月 8 日仙台高裁の裁判官は、除斥期間を言うのはおかしいと思う、私たちの裁判所は 724 条は時効と考えたい、と言った。今度の仙台高裁はすごい判決が出るかもしれない。

質問／国に対する裁判。国は最終的には国民の皆さんとなるか、と思う。その考えと障害者基本法、障害者権利条約と絡めて今後の展開を聴かせてほしい。国連勧告の日本審査では精神病棟の虐待の話もあった。非難される世論も出ている。あゆかさんの逸失利益 85% という、現役の私にも他人事ではない。同一労働、同一賃金の原則から 85% は残念な結果。そのへんの展望もご教示してほしい。大概／障害者権利条約を日本でどのように実現させるか。ある与党議員が国連に何を言われても気にしない、と。国の中央にいる人の頭の中はこんなか、と思いつながら国会議員要請をしている。国は究極的には国民ではないか、国民が願っていることと違うことを国がしているのはおかしい、と。これが国民が願っているものだとどれだけ大きな声にして国に届けられるかに尽きる。

先日も台湾で麻生さんのとんでもない発言があったが、支持する人がいて、選

拳に通っている。国民の側で私たちと同じ立場で闘う仲間を増やしていいのか、意識しながら運動をしなくてはいけない。ひとりずつ仲間を増やして理解を深めてもらいながら一緒に闘う人を増やしながら頑張っていけたら、と思う。

司会／小林さんにご挨拶いただく。

小林／小林寛二です。応援に感謝しています。国で最高裁に上告をされた。それにも頑張って勝たなくてはいけない。努力したい。ありがとうございます。上告されたが、引き続き闘っていこう。先生にもご協力をお願いします。勝つまでは苦しかった。6月に妻が亡くなり、どうしたらいいかわからなかった。一人悩み、しんどかった。他のご夫婦を見ると、寂しく感じた。

大矢／僕がいるじゃないか。

小林／頑張れと励まされ、頑張ってきた。一人で生活をし、家事はうまくならないが。食事もいただいたりする。妻が活着ているときは、妻が料理上手だった。今は独りです。ご夫婦でおられて楽しそうにしているのを横目で見ながら、寂しい思いをしている。我慢しながら過ごしている。自分でも料理の腕は少しずつ上ってきたので、頑張りたい。ご支援、応援のおかげ。ありがとうございました。皆さんのおかげ。泣きたいくらい。東京に行って、裁判に勝つ。その後、これからのことも考えたい。

司会／長時間の講演ありがとうございました。

